

**「書道パフォーマンス之聖地」モニュメント整備業務**

**企画提案実施要領**

**四国中央市**

# 「書道パフォーマンス之聖地」モニュメント整備業務 企画提案実施要領

## 1 目的

本要領は、これまで書道パフォーマンス甲子園を支えていただいた方への感謝をはじめ、後世に大会を伝えるためのレガシーとするために、書道パフォーマンスを愛する人たちにとって、憧れの「聖地」の象徴となるモニュメントを設置するにあたり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「書道パフォーマンス之聖地」モニュメント整備業務

### (2) 業務内容

業務の目的、仕様等については、別紙（「書道パフォーマンス之聖地」モニュメント整備業務仕様書）のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年7月10日（月）まで

## 3 提案上限額

16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 選定方式

参加資格要件の確認により第1次審査を事務局にて資格審査後、第2次審査として企画提案書等の書類提出を求め、「書道パフォーマンス之聖地」モニュメント整備業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施とともに、高校生による投票結果を評価点の一部とする公募型プロポーザル方式により提案内容を評価して受託候補者を選定する。

## 5 主催者及び事務局

### (1) 主催者

四国中央市長 篠原 実

### (2) 事務局

四国中央市 教育管理部 文化・スポーツ振興課 書道パフォーマンス甲子園振興室

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話：0896-28-6037 / FAX：0896-28-6060

Eメール：shodo-p@city.shikokuchuo.ehime.jp

## 6 提案者に求められる参加資格要件

(1) 本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす法人とする。なお、この企画提案において、複数企業による共同企業体での応募も可とする。

- ① 入札参加資格審査申請書（令和3・4年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

構成する全ての事業者が、上記①～⑥に掲げる要件を全て満たす法人とする。また、次の事項にも留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表を決め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した「共同企業体構成表（様式10）」及び「共同企業体協定書（様式11）」の写しを提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。
- ③ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度については、構成員が2者の場合は当該企業体の総出資比率の10分の3以上、3者の場合は10分の2以上とする。
- ④ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認めない。
- ⑤ 参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

## 7 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、提案者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

## 8 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募期間（企画提案実施要領等のホームページ掲載）	令和4年10月25日(火)から11月17日(木)
現地説明会参加申込書提出期限（希望事業者対象）	令和4年11月4日(金) 15時必着
現地説明会（希望事業者対象）	令和4年11月8日(火)
参加表明・企画提案書等に係る質問書の提出期限	令和4年11月10日(木) 17時必着
参加表明・企画提案書等に係る質問書の回答日	令和4年11月14日(月)
参加表明書等(第1次審査)の提出期限	令和4年11月17日(木) 17時必着
第1次審査結果通知日	令和4年11月21日(月)
企画提案書等(第2次審査)の提出期限	令和4年11月30日(水) 17時必着
第2次審査(プレゼンテーション)の実施日	令和4年12月5日(月)
第2次審査(高校生による投票)の実施日	令和4年12月上旬予定
第2次審査結果通知日	令和4年12月中旬予定
契約締結日	令和4年12月下旬予定
事業の開始日	令和5年1月上旬予定

※スケジュールは変更する場合があります。

## 9 現地説明会

本プロポーザルを実施するのに当たり、現地説明会を次のとおり実施する。

### (1) 実施日及び時間

令和4年11月8日(火)

### (2) 実施場所

伊予三島運動公園体育館前

愛媛県四国中央市中之庄町1665番地1

### (3) 参加希望の届出

現地説明会に参加を希望する者は、事前に様式集の現地説明会参加申込書(様式1)を「5 主催者及び事務局(2)」における事務局へ電子メールで提出すること。

提出締切り：令和4年11月4日(金) 15時必着

### (4) 留意事項

現地説明会への参加は任意であり、プロポーザル参加の必須条件ではありません。

- ① メール件名は、「現地説明会参加申込書(会社名担当者氏名)」とする。
- ② 集合場所は、伊予三島運動公園体育館前とする。
- ③ 市担当者の指示に従い行動すること。
- ④ 現地説明会での質疑応答の内容は、四国中央市のホームページで公開する。

公開日：令和4年11月14日(月)

## 10 参加表明・企画提案書に係る質疑

本企画提案の内容に関する質疑の方法は、電子メールのみとする。

その際は、質問書（様式2）を利用すること。

### （1）提出期限

令和4年11月10日（木）17時必着

### （2）回答方法及び公表

回答は、質問のあった個別の提案者に電子メールで回答する。また、全ての質問に対して令和4年11月14日（月）に、市公式ホームページにて公表する。なお、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

## 11 参加表明書等（第1次審査）の書類提出

### （1）提出期限

令和4年11月17日（木）17時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

### （2）提出先

「5 主催者及び事務局（2）」における事務局

### （3）提出部数

1部

### （4）提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

下記（5）の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「「書道パフォーマンス之聖地」モニュメント整備業務参加表明書等」と記載すること。

### （5）提出書類

以下の様式等については、別紙「様式集」を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

- ① 受託者選定のための参加表明書（様式4）
- ② 会社概要（様式5）
- ③ 資格事項確認書（様式6）
- ④ 同種・類似業務受託実績表（様式7）
- ⑤ 業務実施体制書（様式8）
- ⑥ 業務実施責任者・実務担当者一覧表（様式8の①）
- ⑦ 企画提案誓約書（様式9）

- ⑧ 共同企業体構成表（様式 10）
- ⑨ 共同企業体協定書（様式 11）の写し

※様式 10、様式 11 については、共同企業体として参加する場合のみ作成すること。

## 12 第 1 次審査結果の通知

### (1) 通知日

令和 4 年 11 月 21 日(月)

### (2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。なお、審査通過者には、下記の事項を併せて通知する。

#### ①企画提案書で使用する提案者記号（例：○社、△社、□社、…等）

提案者記号については、事務局が決定する。また、参加表明者が 1 者であっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施する。

#### ②第 2 次審査の開始時間、会場等

## 13 企画提案書等（第 2 次審査）の書類提出

### (1) 企画提案書・価格提案書の提出期限

令和 4 年 11 月 30 日(水) 17 時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

### (2) 提出先

「5 主催者及び事務局（2）」における事務局

### (3) 提出部数

#### ① 企画提案書

紙媒体 12 部

電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 部

#### ② 企画提案誓約書（様式 9） 1 部

#### ③ 価格提案書（様式 12） 1 部

#### ④ 高校生企画提案資料

紙媒体 12 部

電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 部

### (4) 提出方法

「11 参加表明書等（第 1 次審査）の書類提出（4）」に記載のある提出方法により提出すること。

※価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法については、様式集を参照のこと。

## (5) 提出書類

### ① 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案書・高校生企画提案資料作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記（例：○社、△社、□社、…等）を使用すること。また、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）も併せて提出すること。

### ② 企画提案誓約書（様式9）

### ③ 価格提案書（※代表者印を押印したもの）（様式12）

※委託料について、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入すること。

※価格提案書には、価格提案に関する明細書を添付すること。

### ④ 高校生企画提案資料（任意様式）

別紙「企画提案書・高校生企画提案資料作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記（例：○社、△社、□社、…等）を使用すること。また、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）も併せて提出すること。

## 14 第2次審査の実施

### (1) プレゼンテーション審査の実施日

令和4年12月5日(月)

### (2) 高校生による投票日

令和4年12月上旬

## 15 第2次審査結果の通知

### (1) 通知日

令和4年12月中旬予定

### (2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

## 16 受託者の選定について

### (1) 基本的な考え方

(ア) 受託者の選定については、プレゼンテーション審査等の評価及び高校生による投票結果を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定する。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。

(イ) 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれ

た内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と受託者の協議により提案の内容を変更することがある。

(ウ) 市は、評価点等により選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

## (2) 選定方法

### (ア) 第1次審査の実施

参加表明書等の提出書類の記載内容について、事務局による資格審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

ただし、参加表明者が多数の場合は資格審査に加えて書類審査を実施し、第2次審査参加事業者を5者程度選定する。

なお、書類審査については、「企画提案書・高校生企画提案資料作成要領（別紙）企画提案選定基準表」における評価項目②に重点を置き、第2次審査に進む者を選定します。この場合、応募いただいた全ての事業者の連絡担当者へ、選定結果を書面にて通知いたします。なお、審査項目、評価基準、その他審査に関わる事項については、いかなる問合せにも応じません。

### (イ) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施

①企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

○プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分程度とする。

（1者につき説明20分以内、質疑10分程度）

○提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととする。

○パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、プロジェクター、スクリーンコード類は市が用意するものとする。

○当日の追加資料配布などは認めないが、より提案内容をイメージさせるために必要と認められる模型やモニュメントの材料等については使用できることとする。

②参加者の出席者は2名以内とする。

③実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。）

④開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

### (ウ) 第2次審査（高校生による投票）の実施

①企画提案書に沿って作成した高校生企画提案資料を高校生に配付したうえで、投票を行う。

②結果に応じて、評価点を付与する。

## (3) 選定基準

受託者の決定にあたっては、「企画提案書評価点」・「価格評価点」を合計して得た数値の

最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「高校生の視点」の点数がより高い者を上位とする。

(ア) 企画提案書評価点 (240 点)

企画提案書等の審査は、二次審査の内容を踏まえた上で、「企画提案書作成要領 (別紙) 企画提案選定基準表」を基に企画提案書評価点を採点する。

(イ) 価格評価点 (10 点)

価格評価点は、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{基準価格} \div \text{貴社提案価格}) \times 10 \text{ 点}$$

小数点以下切り捨てとする。

(4) 業務委託契約

(ア) 契約形態

交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

(イ) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とする。

(ウ) 業務委託料

上限額 16,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(エ) 費用の支払

委託料の支払については、公告のとおりとする。

(オ) 契約保証金

四国中央市契約規則(平成 16 年規則第 50 号)第 43 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第 45 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(カ) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「6 提案者に求められる参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

## 17 企画提案者の失格要件

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 参加表明者以外の者が行った提案
- (3) 提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (5) 提案価格が提案上限額を超える場合
- (6) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- (7) 複数の企画提案書を提出した場合

- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、委員会が不適格と認めた場合

## 18 その他の留意事項

- (1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、やむなく辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式 13）を提出すること。
- (3) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (4) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (5) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (6) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (7) 企画提案書はそれ自体で完結したものとする。よって専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査員が理解しやすいものとする。審査員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。
- (8) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 価格提案書の開封は、第 2 次審査の最終提案者がプレゼンテーションを実施後、同会場にて開封を行う。提案者のうち、希望する者は立会うことができる。なお、提案者の立ち合いがない場合は、本業務に関係のない職員立会いのもと、開封を行うものとする。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。